

国民年金保険料の納付が困難な場合は「保険料の免除制度」があります！

国民年金は、働く世代が出し合った保険料と税金をあわせて、高齢者の世代に年金を支給する世代間の支え合いの制度です。

老後だけでなく、思わぬけがや病気で重い障がいが残ったときの「障害基礎年金」や不幸にも亡くなられた場合に家族に支給される「遺族基礎年金」といった制度もあります。

所得が少ない、失業したなどにより保険料を納めることが経済的に困難な場合には、「保険料免除」*1、「若年者納付猶予」*2の手続きを役場住民生活課または各支所総合窓口課で申請してください。

申請して、米子年金事務所
で承認されれば平成23年7月
から平成24年6月まで保険料
の全額または、一部の納付が
免除されます。

なお、学生の方には、「学
生納付特例制度」があります。

*1 「保険料免除」

所得に応じて「全額免除」
「4分の1納付（4分の3免
除）」、「半額納付（半額免除）」
「4分の3納付（4分の1免
除）」の4段階の免除制度

*2 「若年者納付猶予」

30歳未満の方に限り利用で
きる制度
【添付書類】
年金手帳
・雇用保険受給資格者証また
は雇用保険被保険離職票など
（会社を離職した方）

◆問い合わせ先

米子年金事務所

☎ 0859・34・6111

役場本庁・住民生活課

☎ 0859・54・5210

大山支所総合窓口課

☎ 0859・53・3311

中山支所総合窓口課

☎ 0858・58・6114

毎月勤労統計調査 特別調査が 実施されます

厚生労働省では、本年7月
31日現在で、常用労働者を1
〜4人雇用している事業所を
対象に、毎月勤労統計調査特
別調査を実施します。

この調査は、1〜4人規模
事業所における賃金、労働時
間および労働者数の動向を明
らかにする大切な調査です。
調査対象となる事業所には、
7月下旬から8月上旬にかけ
て統計調査員が訪問して調査
を行います。

調査票に書かれた事柄は、
「統計法」により秘密は厳守
されます。ご協力よろしくお
願いします。



試験

平成23年度裁判所 事務官採用 Ⅲ種試験

裁判所では、平成23年度の
裁判所事務官採用Ⅲ種試験を
次のとおり行います。

なお、裁判所事務官は、各
地の裁判所に勤務して、裁判
部では裁判所書記官のもとで
各種裁判事務に従事し、事務
局では司法行政事務全般の事
務に従事します。

◆受験資格

平成2年4月2日から平成6

年4月1日までに生まれた者

◆受付期間

7月12日（火）〜7月21日（木）
まで

◆第1次試験日

9月11日（日）

◆採用予定人員

中国地方で約5人

◆問い合わせ先

鳥取地方裁判所事務局総務課

人事第一係

☎ 0857・22・2171

自衛隊（中山・名和・ 大山）説明会



平成23年度自衛隊説明会を
次のとおり実施します。

◆日時および会場

7月30日（土）

中山公民館

13時30分〜14時30分

名和公民館

15時30分〜16時30分

大山公民館

17時30分〜18時30分

◆内容

自衛隊各試験の説明、米子市
自衛隊説明会の紹介など

※どなたでも参加していただ
けますので、どうぞお気軽に
お越しください。

◆問い合わせ先

自衛隊米子地域事務所

☎ 0859・33・2440

役場総務課

☎ 0859・54・5201